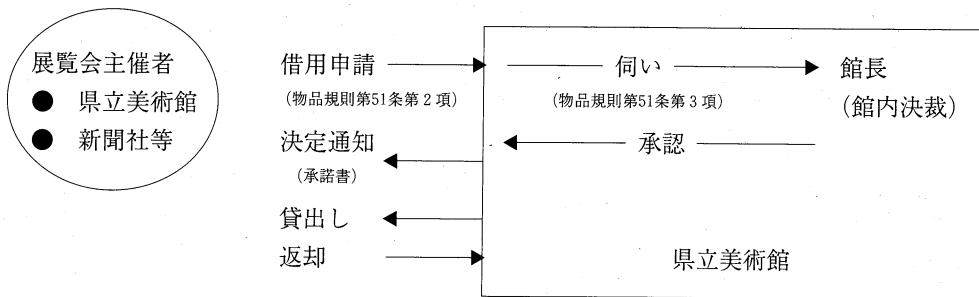
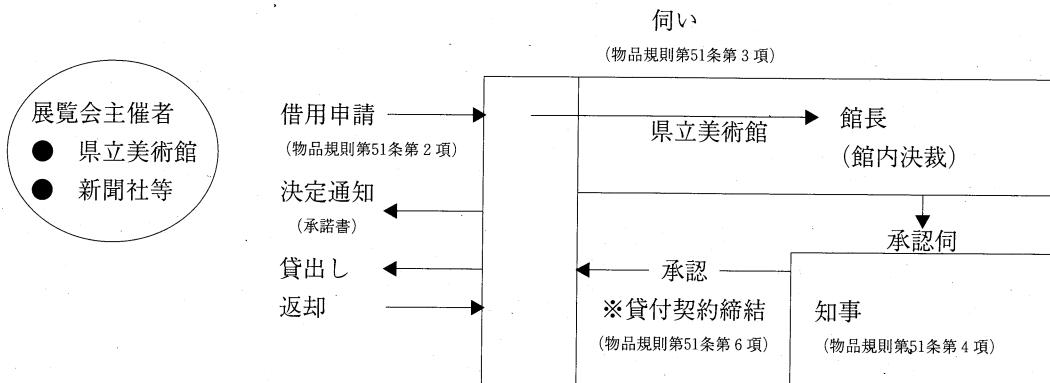


a 指定物品以外（200万円以下）



b 指定物品の場合



(ウ) 監査手続

貸出及び返却手続について、業務情報及び借用証を閲覧し、質問した。

(エ) 監査結果

美術品の貸出及び返却の業務に指摘事項はない。

イ 美術品の活用の状況

(ア) 上記の貸出に展示を含めた美術品の活用の状況は次のとおりである。

(単位：点、件、回)

| | 常設展数 | (a) 展示点数 | 貸出 件数 | (b) 貸出点数 | (c = a + b) 活用点数計 | (d)収蔵資料保 有点数(注1) | (c / d) 収蔵品回転数 |
|--------|------|-------------|----------|-------------|----------------------|---------------------|-------------------|
| 平成12年度 | 21 | 370 | 9 | 28 | 398 | 3,892 | 0.10 |
| 平成13年度 | 12 | 242 | 14 | 160 | 402 | 3,910 | 0.10 |
| 平成14年度 | 23 | 374 | 13 | 131 | 505 | 3,949 | 0.13 |
| 平成15年度 | 22 | 458 | 8 | 145 | 603 | 3,937 | 0.15 |
| 平成16年度 | 19 | 450 | 12 | 100 | 550 | 3,992 | 0.14 |

注1 収蔵資料保有点数には寄託を含む。

(イ) 意見

収蔵品の回転数について他県や他の美術館と比較できるデータがないため収蔵品活用度の水準について判断はできないが、山口県立萩美術館・浦上記念館よりはやや高めの回転数である。

美術品の活用度は上記のとおりであるが、美術館の使命には美術品の保存や継承等が含まれているので、例えば美術品の保存を重視し、展示は慎重に行う、または展示しない等の実態があり、管理運営について、効率性の観点からのみ意見を述べることはできないが、保有する県有財産を有効に活用するという観点から、常設展での展示内容の工夫や他の美術館との連携を深めること、また、相互貸借の促進等を積極的に行うべきである。

(5) 美術品の管理

ア 美術品の点検の状況

美術品の定期的な点検は行われていない。

美術品については作品の傷等の状況までも把握する必要があり、適切に扱うことができる学芸員であるが、点検には時間と労力を要する。しかしながら、美術品の点検は現物管理の観点から重要であり、数年間で一巡する形で循環的に実施するなどして効果的・効率的な点検の方法を定め、実施する必要がある。

特に、1品200万円以上の指定物品に該当する場合、毎年の増減と現在高を示した「物品現在高報告」を本庁に行うことになっているが、実地棚卸を行っていないので、データの信頼性が確保されていない等の問題があり、このような点からも実地棚卸は必要である。

イ 備品管理簿と現物の照合

アで現物の点検はしていないということであったので、美術品の実在性を検証するために、備品管理簿より一部抽出し現物と照合した。収蔵番号は一部貼付されていないものがあったが、作品カードに写真が貼つてあるため、照合は可能であり、照合した範囲において備品管理簿と現物の数量的差異はない。

なお美術品の品質は、学芸員の作成する作品カードで管理されている。

(6) 収蔵庫の状況

ア 収蔵スペース

(ア) 収蔵スペースの現状

| 収蔵スペース | 保 管 内 容 | 使用率(概数) |
|------------|--------------------|---------|
| 旧収蔵庫 | 主に寄託品のほか、版画、素描等を収蔵 | 77% |
| 新収蔵庫 1 F | 主に油彩画を収蔵 | 70% |
| 新収蔵庫 2 F | 主に日本画、写真、版画その他を収蔵 | 55% |
| 新収蔵庫 B F 1 | 彫刻、現代陶芸等を収蔵 | 80% |

絵画ラックや収納棚において、収納の対象が美術品の場合や、常設展示等のための出し入れ時の事故防止等を考慮すべきことを考えると、脚立を使わねばならないような高い場所に収納することは難しいということである。そのことからすれば、上記使用率(概数)が60%を超える収納スペースについては、実質的収蔵率はほぼ100%に達しているとみる必要があり、新収蔵庫 2 F には少し余裕スペースがある。

(イ) 今後の対応

収蔵庫の増改築は財源の関係もあり困難な状況であり、残りの若干のスペースの効率的使用を工夫し、対応する必要がある。

イ 美術品の保管環境

美術品の品質を維持管理するために、保管場所の温度・湿度管理はコンピュータにより自動調節されている。また、建物は、外壁と木の内壁との間に隙間が作られており、外部の気温から影響を受けにくい構造になっている。さらに、火災に対しては、ハロンガス噴出による無酸素化で対応されている。無酸素化までに数十秒間あり、その間に人の脱出は可能のことであり、万が一に備えて収蔵庫内にはマスクが置いてある。

美術品の品質管理、火災への対応は適切であり、保管環境に特に問題となる点は認められなかった。

ウ 収蔵庫の開閉管理

収蔵庫の扉はカギと暗証番号を使って開ける仕組みになっており、カギは専用の保管庫で管理されている。また、暗証番号も学芸員にしか知らされていない状況であり、収蔵庫への出入りは厳重に管理されている。

(7) 美術品以外の備品等の管理

ア 監査結果

(ア) 現物を確認した結果は次のとおりである。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| a 物品標示票の貼付がないもの | 1 件 |
| b 貼付された物品標示票の番号と備品管理簿の番号が相違するもの | 2 件 |
| c 現在壊れて使用不可のもの | |

- | | |
|-----------|-----|
| イメージスキャナー | 1 台 |
| テレビ | 2 台 |

cについては物品の不用の決議等により処分の手続きが必要である。

(イ) テレビモニター 1 台が 1 階作業室に使用されず放置されている。備品管理簿の記載がなく、過去報道機関を対象とした企画展の開催時に持ち込まれたものが残っている状態である。県有資産でないものが県の施設内に放置されていることは、管理責任のある県所有の備品との区別が曖昧になり、速やかに所有者に引き取りを依頼するなどの対応が必要である。

(ウ) 図録の管理

図録が34種類あり、そのうちの 5 品実査した結果、すべて受払帳簿数量と一致しなかった。

これは、図録に全体の払出の記入をしていたわけではなかったので、現物と照合ができるものではなかった。この受払帳の不備の状況は次のとおりである。

受払帳の残高数量は、販売用目的の図録のみ払出の記入をしており、図録には、他に永久保存用、寄贈用、保管用の目的のものが存在するが、その目的ごとの図録の払出の記入を行っていないので、一つの図録において、全部の動きを反映したものになっていなかった。

受払帳には、現物と照合するために、残っていなければならない数量が示されていなければならず、次のように改善する必要がある。

a 各図録の購入時、あるいは実行委員会等から引き継いだ時点の数量を、使用目的別に、最初に記入しておくこと。

b 払出した時は、それぞれの使用目的ごとに記入すること。

その結果、いつの時点においても、販売用でいくら、寄贈用でいくら残っているというように、受払帳で把握できることになり、現物との照合ができ、図録の管理が適切に行えることとなる。

(エ) 郵便切手・はがきの取得、管理、処分について

残高枚数の受払管理に問題はなかったが、郵便切手・はがき出納簿において使用職員の受領印の押印洩れが散見されるが、規則に基づいて正しく運用する必要がある。

(8) 施設の利用状況

ア 遊休施設について

施設の利用状況を調査するため、館内の施設を視察した。遊休施設となっているものは次のとおりである。

(ア) 喫茶室 (66.16m²)

a 県立美術館の敷地内ではあるが、同一建物でなく独立した建物である。美術館の喫茶室としては、従来から利用率は低く、平成12年4月1日から使用をやめており、現在、公募や商工会議所等を通じて出店業者を募集していくという計画があるが、未利用の状態である。

b 県立美術館の建物内ではなく、しかも駐車場設備がない状況では喫茶室としての利用は見込みがないと思われ、ボランティアの控室等への転用を図るなどの検討をする。

(イ) 窯業場 (60.68m²)

a 現状未利用

当初は実技講座で陶芸教室として使用していたが、受講生OBが各自で陶芸グループを作るなど、活動の場が広がってきたため、県立美術館で行うことの使命が果たされたこと、また、洋画、日本画、版画、写真等の受講の要望が高くなり、そちらの講座に移行したことなどから現在のところ使用していない。

b 現状、倉庫として利用しているが、上記の喫茶室を含めて遊休施設の活用方法について検討をする。

イ 講座室 (217.56m²)

美術講座や美術教養講座に使用しているが、過去3年間の利用状況等の推移は次のとおりである。

| 年 度 | (a) 利用回数(回) | 延べ利用人数(人) | (b) 年間利用可能日数(日) | (a / b) 利用率(%) |
|--------|----------------|-----------|--------------------|-------------------|
| 平成16年度 | 54 | 1,155 | 323 | 16.7 |
| 平成15年度 | 114 | 2,849 | 310 | 36.8 |
| 平成14年度 | 25 | 1,441 | 302 | 8.3% |

利用率は上記のとおりであるが、学校教育や社会教育との連携等に重点をおきながら、幅広い美術鑑賞のなお一層の拡大、掘りおこしを図るために、美術教養講座、実技講座等が開催されている。

年度別でみると、利用回数にはバラツキがあるが、上記の目的を達成するためには、過年度の実施状況を分析し、開催の実施可能な回数を、講座の企画内容と併せて検討する必要がある。

(9) 長期滞納収入未済債権

ア 概要

喫茶室の使用料及び光熱水費が平成11年3月より滞納となっているが、その概要は次のとおりである。

行政財産使用料636,594円（時効の中止措置平成14年に実施）行政財産にかかる電気・水道代578,396円（同上）であり、合計1,214,990円である。

イ 監査結果

(ア) 督促の時期・方法・相手先の対応の状況

平成14年1月に督促状を発付した後、訪問し、文書により納付依頼をしているが、現在未納である。

(イ) 回収が進まない状況では、費用対効果の面を考慮し、法的手続により回収事務手続きを進めるかどうか検討する必要がある。

(10) 人件費

ア 概要

県立美術館で発生する人件費には、職員の給料、時間外勤務手当及びその他職員手当、共済費（社会保険料）、臨時職員の賃金がある。

平成17年3月末現在、職員は12名在籍しており、時間外勤務手当の計算基礎となる時間外勤務時間数は県立美術館において管理される。

館長は非常勤であり、臨時職員は5名である。

イ 監査結果

臨時、日々雇用の時間外勤務について、「時間外勤務・休日勤務命令簿」の記載を行う必要があるということであるが、香月泰男展における時間外勤務ではこれを作成していない。その他については特に問題点は認められなかった。

(11) 委託契約事務

ア 概要

県立美術館では、館内の業務について外部へ業務委託を行っている。業務委託契約に際しては、令に基づき一般競争入札、指名競争入札または随意契約によることになる。

平成16年度の業務委託契約は総額78,712千円であり、主なものには清掃業務6,783千円、常駐警備業務8,325千円、機械設備等運転管理業務6,150千円がある。

イ 監査結果

(ア) 定型的業務の過去5年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

| 業務名 | 年度 | 契約金額 | 予定価格 | 比率 | 委託先 |
|--------------------------------|--------|-------|-------|--------|-----|
| 全館消毒業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 739 | 739 | 100.0% | A社 |
| | 平成13年度 | 739 | 739 | 100.0% | A社 |
| | 平成14年度 | 739 | 739 | 100.0% | A社 |
| | 平成15年度 | 739 | 739 | 100.0% | A社 |
| | 平成16年度 | 739 | 739 | 100.0% | A社 |
| 空調自動制御装置 保守業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 2,575 | 2,575 | 100.0% | B社 |
| | 平成13年度 | 2,575 | 2,575 | 100.0% | B社 |
| | 平成14年度 | 2,575 | 2,575 | 100.0% | B社 |
| | 平成15年度 | 2,520 | 2,575 | 97.9% | B社 |
| | 平成16年度 | 2,478 | 2,575 | 96.2% | B社 |
| 自家用電気工作物 保安業務 (随意契約(4号)) | 平成12年度 | 560 | 560 | 100.0% | C社 |
| | 平成13年度 | 560 | 560 | 100.0% | C社 |
| | 平成14年度 | 560 | 560 | 100.0% | C社 |
| | 平成15年度 | 543 | 560 | 96.9% | C社 |
| | 平成16年度 | 543 | 560 | 96.9% | C社 |
| 機械設備等 運転管理業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 6,296 | 6,296 | 100.0% | D社 |
| | 平成13年度 | 6,296 | 6,296 | 100.0% | D社 |
| | 平成14年度 | 6,296 | 6,296 | 100.0% | D社 |
| | 平成15年度 | 6,170 | 6,296 | 98.0% | D社 |
| | 平成16年度 | 6,150 | 6,170 | 99.7% | D社 |
| 美術館内外の 清掃業務 | 平成12年度 | 7,140 | 7,354 | 97.1% | D社 |
| | 平成13年度 | 7,140 | 7,354 | 97.1% | D社 |
| | 平成14年度 | 7,140 | 7,140 | 100.0% | D社 |

| | | | | | |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|----|
| (指名競争入札) | 平成15年度 | 6,834 | 7,140 | 95.7% | D社 |
| | 平成16年度 | 6,783 | 6,834 | 99.2% | D社 |
| 環境衛生・特定建築物 管理業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 463 | 463 | 100.0% | D社 |
| | 平成13年度 | 463 | 463 | 100.0% | D社 |
| | 平成14年度 | 463 | 463 | 100.0% | D社 |
| | 平成15年度 | 463 | 463 | 100.0% | D社 |
| | 平成16年度 | 462 | 463 | 99.8% | D社 |
| 常駐警備業務 (指名競争入札) | 平成12年度 | 12,240 | 12,600 | 97.1% | E社 |
| | 平成13年度 | 10,500 | 12,684 | 82.8% | F社 |
| | 平成14年度 | 8,467 | 10,446 | 81.1% | E社 |
| | 平成15年度 | 8,978 | 9,921 | 90.5% | F社 |
| | 平成16年度 | 8,325 | 8,978 | 92.7% | E社 |
| 昇降機装置 保守業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 1,890 | 1,890 | 100.0% | G社 |
| | 平成13年度 | 1,890 | 1,890 | 100.0% | G社 |
| | 平成14年度 | 1,890 | 1,890 | 100.0% | G社 |
| | 平成15年度 | 1,851 | 1,890 | 97.9% | G社 |
| | 平成16年度 | 1,807 | 1,851 | 97.6% | G社 |
| 自動扉装置 保守業務 (随意契約(1号)) | 平成12年度 | 412 | 412 | 100.0% | H社 |
| | 平成13年度 | 412 | 412 | 100.0% | H社 |
| | 平成14年度 | 412 | 412 | 100.0% | H社 |
| | 平成15年度 | 412 | 412 | 100.0% | H社 |
| | 平成16年度 | 412 | 412 | 100.0% | H社 |
| 空調機保守業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 842 | 842 | 100.0% | I社 |
| | 平成13年度 | 842 | 842 | 100.0% | I社 |
| | 平成14年度 | 842 | 842 | 100.0% | I社 |
| | 平成15年度 | 821 | 842 | 97.5% | I社 |
| | 平成16年度 | 800 | 821 | 97.4% | I社 |
| 機械警備業務 (随意契約(4号)) | 平成12年度 | 775 | 775 | 100.0% | J社 |
| | 平成13年度 | 775 | 775 | 100.0% | J社 |
| | 平成14年度 | 775 | 775 | 100.0% | J社 |
| | 平成15年度 | 775 | 775 | 100.0% | J社 |
| | 平成16年度 | 775 | 775 | 100.0% | J社 |
| 庭園管理業務 (随意契約(1号)) | 平成12年度 | 719 | 719 | 100.0% | K社 |
| | 平成13年度 | 719 | 719 | 100.0% | K社 |
| | 平成14年度 | 719 | 719 | 100.0% | K社 |
| | 平成15年度 | 701 | 791 | 88.7% | K社 |
| | 平成16年度 | 683 | 701 | 97.3% | L社 |

(注) 業務名の下のカッコ()は、平成16年度の契約の方法である。

- (イ) 上記の定型的委託業務について契約の方法をみてみると、随意契約が多くみられる。また、随意契約において、複数の業者で競争を行わず単独にて契約を締結している。理由としては、設備の保守等においては、緊急時の迅速な対応や設備に精通していること、消毒業務においては、資格及び技術的な水準がある。

業務委託契約では、随意契約によることができる場合の金額の基準は、会計規則第165条の2において百万円を超えない場合とされている。このほかに随意契約によるができるのは、その性質または目的が競争入札に適さない場合や競争入札に付することが不利と認められる場合等がある。上記の表の中で、百万円を超える随意契約が3件みられるが、これらを随意契約としているのは次の理由による。

空調自動制御装置保守業務 2,478千円

当会社製の自動制御装置を設置しているため、当会社でないと故障時の迅速な対応ができない。

機械設備等運転管理業務 6,150千円

作品保護に重要不可欠な器械であり、また、設置後25年経過し老朽化が著しく故障が頻発しているため、不良箇所を熟知している業者と契約せざるを得ない。

昇降機装置保守義務 1,807千円

特定メーカーのエレベータの保守業者であり緊急時の部品供給が容易である。

これらの契約について随意契約としている理由はそれぞれにあるが、競争入札を行うことができないかの再度の検討が望まれる。

(ウ) 予定価格の積算

過去5年間の推移をみてみると、予定価格に対し契約金額が100%となっている契約が多くあり、また、予定価格自体変化は少なく価格に硬直性がみられる。これは、予定価格が前年度の金額によって設定されていることが大きな要因であると考えられる。中には、前年度の契約金額が低下しているにもかかわらず、予定価格は前年と同額となっている状況もある。

仮に業務内容から前年度と同一の業者と契約を行わざるを得ないとしても、予定価格の硬直性が契約金額の硬直性に繋がっているのではないかと考えられることから、まず適切な予定価格の積算が求められるところである。

(12) 営繕工事契約

ア 概要

工事名 電気室高圧電源連結盤改修工事

工事金額 3,995千円

単独随意契約 令第167条の2

県立美術館の地下室にある自家用発電機を稼働させ、発生した電気を県立美術館の本体に接続する高圧電源連結盤が、平成16年9月7日に起きた台風18号により破損した。

もし仮に停電になれば自家発電機が作動しないため空調機器等が稼働せず、温度・湿度の調整が不可能となり、その結果、会場に展示されている作品に多大な悪影響を及ぼすこととなる。そこで、業者に対して停電時の場合の応急措置を依頼するとともに、改修工事を含めて随意契約を締結したものである。

イ 監査結果

同上の改修工事について、工事金額が250万円を超えており、本契約は令第167条の2第1項第1号及び会計規則第165条の2の定めに従っていないものである。

(13) 美術品管理システム

ア 概要

(ア) 美術品管理システム導入の目的

文化的価値のある美術作品及び美術に関する情報を蓄積、整理し、広く一般に利用してもらうという県立美術館の使命を果たすためには、一般利用者への情報提供機能の充実及び作品管理業務の効率化が重要課題であることから、その実現のため美術品管理システムを導入した。すなわち、美術品管理システムは、次の2点の達成を目的とする。

a 当館収蔵品と関連資料及び情報をデジタル化し、県立美術館利用者にこれらの情報を迅速に、かつ親しみやすく提供することのできる仕組みを提供すること。

b 当館の収蔵品や写真及び作家や展示会等の情報を効率よく管理でき、業務の効率化が図れること。

(イ) システム構成

本システムは、収蔵品等のデータベースを根幹として、次に示すソフトウェアとハードウェアにより構成する。

a 美術情報システム

b 美術情報管理用システム

c 美術情報管理用クライアント及びその他周辺機器

イ 監査手続

- ・ システムが有効に活用されているかどうか。
- ・ システムはユーザニーズを適切に反映しているか。
- ・ システムの導入効果が出ていることを検証しているかどうか。
- ・ セキュリティが確保されているかどうか。
- ・ システム設計・構築後の単体テスト及び運用テストにおいて所定の責任者の承認を得ているかどうか。

ウ 監査結果

(ア) システムの有効活用について

データ未整備のため、美術品の入出庫管理及び利用履歴の機能は指定物品に利用されているだけで、作家管理機能はまったく利用されていないという状況であり、システムに備わっている機能が十分利用されていない。

(イ) ユーザニーズとの適合性について

システムの導入に当たっては、ユーザニーズを文書化し、それがシステムに反映されていることをユーザ側が確認する必要があるが、美術品管理システムに下記の機能が備わっていないため、ユーザニーズの適合性が十分に検討されていない。

a 未利用作品の一覧の検索機能

b 展覧計画を立てる際に、テーマに合致した作品が何点あるかの検索機能

c 修復が必要な作品の検索機能

今後の導入に際しては、上記の機能が可能となるようにソフトを整備し、ユーザ受入テストの記録を残して、所定の責任者の承認を得る必要がある。

(ウ) システムの導入効果

システムの導入効果を定性的・定量的に示したもののがなく、導入目的の達成度が検証できず、目的達成に向けてのコントロールがされていない。

(エ) セキュリティ

アクセス管理はID、パスワードでなされているが、サーバは鍵つきの部屋に保管されておらず、また、バックアップ用のテープの保管も管理方針に沿ってなされていない。

(オ) システム設計・構築後の単体テスト及び運用テストについて

システム導入スケジュールには、システムを設計し、構築後、本稼動に入る前には、単体テスト及び運用テストが行われることになっているが、テストにおいてどういう不具合が検出され、どう対応したかの記録文書がなく、責任者によるテスト結果の承認を示した文書もない。

(14) 光熱水費の使用状況

ア 光熱水費の推移を調査し、省エネ対策の実施状況を調査した。使用状況は次のとおりである。

| | 電 气 | | 上 下 水 道 | |
|--------|-----------|--------|---------|--------|
| | 使用量(Kw) | 金額(千円) | 使用量(m³) | 金額(千円) |
| 平成12年度 | 864,756 | 20,939 | 4,000 | 1,803 |
| 平成13年度 | 1,092,271 | 22,842 | 6,724 | 2,905 |
| 平成14年度 | 815,304 | 18,637 | 5,763 | 2,516 |
| 平成15年度 | 869,856 | 18,491 | 10,920 | 4,601 |
| 平成16年度 | 711,666 | 16,576 | 6,354 | 2,939 |

平成15年度の上下水道の使用量（金額）が他の年度に比較して多いのは、同年度7、8月に通用口入口付近の地下水道管からの漏水によるものである。地下のため該当箇所を発見するのに時間を要したということである。使用量の推移には注意し、異常性をより早く発見することが経費の無駄を発生させないために必要である。

消費電力はこの5年間を比較すると減少傾向にあり、省エネ効果は実現している。

イ 省エネ対策として実施している事項

(ア) 館内の廊下（職員用）の蛍光灯を1つおきに点灯する。

(イ) ロビーの照明を晴天の時はウォールライト、ウォールブラケット等とし、特に影響のない部分は消灯する。

(ウ) 職員用トイレは使用時のみ点灯する。

(エ) 職員不在の頭上の蛍光灯を消灯することなど

(15) 県立美術館の運営コスト

ア 概要

(ア) 前提

a 美術館費には、正規職員の人事費は含まれていないので、従事している正規職員の人事費を加えた。

b 平成16年度について発生主義に基づくコスト算定のため、建物の減価償却費及び職員の退職給与引当增加額を県に対して別途データの提出を依頼した。

(イ) 歳入・歳出実績の推移

過去5年間の歳入・歳出実績推移表

| 歳 入 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-----------------|--------|---------------|---------|---------|---------------|
| 総 合 計 | 23,204 | 204,855 | 18,072 | 21,264 | 46,181 |
| 教育使用料 | 8,938 | 8,537 | 7,647 | 5,263 | 9,730 |
| 社会教育施設費 | 8,938 | 8,537 | 7,647 | 5,263 | 9,730 |
| 教育財産売払収入 | 527 | 1,426 | 624 | 323 | 719 |
| 社会教育施設費 | 527 | 1,426 | 624 | 323 | 719 |
| 基金繰入金 | 0 | 0 | 8,110 | 7,038 | 0 |
| 緊急地域雇用創出特別基金繰入金 | | | 8,110 | 7,038 | |
| 県預金利子 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 県預金利子 | 0 | 0 | | | |
| 雑 入 | 13,740 | 194,892 | 1,691 | 8,640 | 35,732 |
| 雑 入 | 13,740 | 194,892 | 1,691 | 8,640 | 35,732 |
| 主な増減理由 | | 企画展出資払 戻金増 | 緊急雇用交付金 | 緊急雇用交付金 | 企画展出資払 戻金増 |

| 歳 出 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|-------------------------------|---------|
| 総 合 計 (1)+(2) | 328,103 | 474,244 | 271,760 | 354,417 | 276,925 |
| 美術館費 | | | | | |
| 報酬 | 5,460 | 6,415 | 5,425 | 5,355 | 5,355 |
| 共済費 | 1,614 | 1,689 | 1,671 | 1,507 | 1,491 |
| 賃金 | 9,661 | 10,305 | 10,522 | 8,797 | 11,724 |
| 報償費 | 3,316 | 3,637 | 3,213 | 3,301 | 2,693 |
| 旅費 | 7,740 | 6,033 | 4,781 | 3,043 | 4,631 |
| 需用費 | 44,745 | 56,023 | 41,793 | 44,401 | 54,201 |
| 役務費 | 4,385 | 11,776 | 5,077 | 5,068 | 7,120 |
| 委託料 | 98,845 | 232,689 | 100,836 | 80,894 | 94,618 |
| 使用料及び賃借料 | 217 | 393 | 465 | 439 | 503 |
| 工事請負費 | 3,839 | | | 44,415 | |
| 備品購入費 | 53,399 | 48,541 | 14,998 | 66,255 | 1,376 |
| 負担金補助及び交付金 | 344 | 344 | 344 | 344 | 344 |
| 積立金 | | | | | |
| 小 計 (1) | 233,563 | 377,844 | 189,124 | 263,819 | 184,056 |
| 給料 | 49,771 | 50,388 | 44,020 | 48,573 | 48,803 |
| 時間外勤務手当 | 2,949 | 3,749 | 3,256 | 4,121 | 4,300 |
| その他職員手当 | 28,428 | 29,211 | 23,740 | 25,202 | 26,382 |
| 児童手当 | 35 | 60 | 60 | 100 | 175 |
| 共済費 | 13,357 | 12,991 | 11,559 | 12,602 | 13,209 |
| 小 計 (2) | 94,540 | 96,400 | 82,636 | 90,598 | 92,869 |
| 主な増減理由 | 作品購入費 増、企画展費 用増 | 作品購入費 増、企画展費 用増 | 緊急雇用交付 金事業実施 | 空調機器等改修 工事、緊急雇用交 付金事業実施 | |

(ウ) 平成16年度分の発生主義に基づくコストの計算は次のとおりである。

a 建物の減価償却費（耐用年数50年）

$$2,111,799\text{千円} \times 0.9 \div 50 = 38,012,382\text{円}$$

b 退職給与引当増加額 在籍者の年間引当増加額を個別に計算

(エ) 平成16年度分の県負担運営コスト（純歳出金額+発生主義に基づくコスト）

歳出合計 276,925

歳入合計 △46,181

減価償却費 38,012

退職給与引当増加額 4,422

計 273,179千円

(オ) 入館者1人当たりの県負担運営コスト

平成16年度入館者数 197,156人

入館者1人当たりの県負担運営コスト 1,386円

(273,179(千円) / 197,156(人))

(カ) 支出総額に対する人件費の割合（人件費に退職手当は含まない）

平成16年度 人件費 $\frac{92,869\text{千円}}{276,925\text{千円}} = 0.34$

(歳出合計)

美術館費として支出されている金額の34%が人件費である。

イ 監査結果

平成16年度県立美術館は総額273,179千円の県負担の運営コストを負担し、事業の運営をしている。また、

入館者1人当たりの運営コストでは約1,300円余り要しているが、入館者数が増加すれば1人当たり運営コストは低くなるため、入館者数の増加が必要であり、入館者数の増加は、魅力ある共催展の開催によっているというのが現状である。

(16) 県立美術館の管理運営のあり方

意見

ア 県立美術館の事業の運営状況は、142頁の入館者数の推移の状況に記載のとおり、自主企画展及び共催展の企画力による魅力度により影響を受けており、常設展及び自主企画展の入館者数は、平成16年度は周防国分寺展の開催により増加したものの、長期低落傾向にあり、本県の特色を發揮する郷土色豊かな美術館としての役割を十分に果たしているといえるか、検討の余地がある。

県民が参加するひらかれた美術館としては、報道機関等の企画による共催展の開催により、幅広い美術鑑賞の場を提供することなどを中心に、山口県美術展覧会の開催や学校教育や社会教育と連携しながら美術に関する教養講座、講演会等を行っており、ほぼ方針に沿っている。

イ このような現実を踏まえて、県立美術館の公共性に鑑みて、県民のニーズと県立美術館の基本方針の整合性について検討の必要があると思われる。

上記の検討を経た上で、平成15年6月の法改正により可能となった、管理の効率化とサービスの質の向上を目的とした、指定管理者制度の導入の可能性を検討する必要がある。

検討に際しては、県立美術館の設置目的の遂行を、県民のニーズに適合させながら運営することが可能な、また、所蔵品等についての専門的な知識を有するスタッフの配置が可能な民間事業者等（指定管理者）が存在するかなどにも留意する必要がある。（山口県立萩美術館・浦上記念館も同様）

なお、県立美術館提供の資料によれば、都道府県立の美術館、博物館における指定管理者制度の導入の状況は次のとおりである。（平成17年7月末現在）

（単位：館）

| | 美術館 | 博物館 | その他 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 導入予定の館数 | 9 | 16 | 1 | 26 |
| 検討中の館数 | 15 | 22 | 1 | 38 |
| 導入済の館数 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 導入予定のない館数 | 23 | 38 | 2 | 63 |
| 計 | 49 | 78 | 4 | 131 |

ウ 施設整備等、県立美術館のあり方を検討する際には、平成16年4月公表の山口市の街づくり構想の観点を踏まえる必要があることは、県立山口博物館と同様である。

第6 山口県立萩美術館・浦上記念館（以下「県立萩美術館・浦上記念館」という。）

1 概要

(1) 沿革

平成8年 3月27日 竣工

平成8年 4月1日 県立萩美術館・浦上記念館設置

平成8年 10月14日 開館

県立萩美術館・浦上記念館は、平成5年5月に、萩市出身の美術品収集家、浦上敏朗氏から浮世絵・東洋陶磁のコレクションを山口県が寄贈を受けたことを契機に、氏の郷里・萩市に整備設置されている。

(2) 事業方針

山口県の北浦地域において、新しい地域文化振興の発信拠点にふさわしい、浮世絵と東洋陶磁を核とした、高い専門性と機能を有する特色ある美術館として多様な活動を展開する。

ア 展示活動

県民の多様なニーズに応えるため、浮世絵と東洋陶磁の平常展示を専門に、関連のある企画展（特別展示）を年数回開催する。

イ 教育普及事業

平常展示に関連する「美術講座」の開催や、子どもたちを対象とした「ミュージアムスクール」等を積極的に行う。

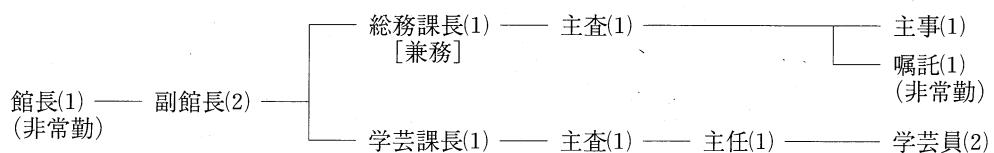
ウ 調査研究事業

学芸員個々の専門分野（領域）を中心に、着実な調査研究活動を進め、展覧会を含めた美術館事業に結実させるとともに、各種展覧会における専門的研究を積極的に行う。

エ 収集事業

浮世絵と中国・朝鮮陶磁を中心とした美術品の収集を体系的かつ継続的に実施する。

(3) 組織及び職員の状況（平成17年4月1日現在）



(4) 事業の内容

ア 作品収集計画に基づき、平成16年度は美術品取得基金により陶磁器4点、浮世絵2点の作品を収集し、また、浮世絵3点の寄附を受けている。

イ 企画展開催事業

| 展覧会名 (展示点数等) | 開催期間 | 開催日数 | 入場者数(人) | | | 1日平均 入場者数(人) |
|---|---------------|------|---------|-------|--------|-----------------|
| | | | 有料 | 無料 | 合計 | |
| 初期伊万里展 (初期伊万里陶磁器160点) | 4月3日～5月23日 | 44 | 7,991 | 7,168 | 15,159 | 345 |
| 出光コレクション肉筆浮世絵名品展 (出光美術館所蔵の肉筆浮世絵103点) | 5月29日～7月19日 | 45 | 5,812 | 6,441 | 12,253 | 272 |
| 洛陽の夢 唐三彩展 (中国河南省各地の博物館が所蔵する陶磁器118点) | 7月24日～9月5日 | 38 | 3,219 | 3,643 | 6,862 | 181 |
| HANGA 東西交流の波展 (ゴッホ、ゴーギャン、マネ、北斎、広重等170点) | 9月11日～10月24日 | 38 | 2,635 | 5,114 | 7,749 | 204 |
| シリーズ山東文物5 小さな御仏たち展 (中国山東省龍華寺遺跡から出土した小金銅仏73点) | 12月11日～3月13日 | 75 | 3,093 | 2,822 | 5,915 | 79 |
| 貸館展覧会 萩開府400年記念 萩陶芸家協会展 (萩陶芸家協会会員の作品108点) | 10月30日～11月28日 | 26 | | | 11,370 | 437 |

ウ 自主企画展開催事業（館所蔵の陶磁器・浮世絵を展示）

| 展覧会名 (展示点数等) | 開催期間 | 開催日数 | 入場者数(人) | | | 1日平均 入場者数(人) |
|---------------------------------------|-------------|------|---------|----|----------|-----------------|
| | | | 有料 | 無料 | 合計 | |
| 受贈記念松村實コレクション展 (平成15年度寄贈を受けた作品49点) | 4月23日～5月23日 | 36 | | | (13,312) | 370 |

| | | | | | | |
|--------------------------------|-------------------|----|-------|-------|--------|-----|
| 平常展示① 萩開府400年記念萩陶芸家協会展と同時開催 | 10月30日～ 11月28日 | 26 | 5,701 | 5,669 | 11,370 | 437 |
| 平常展示② | 3月15日～ 3月31日 | 15 | 448 | 273 | 721 | 48 |

注1 松村實コレクション展は初期伊万里展と同時開催（入館者は初期伊万里展に含む。）

注2 平常展示①は萩開府400年記念萩陶芸家協会展と同時開催している。

エ 美術館普及教育活動事業

(ア) 記念講演会や美術講座の開催を行っている。

記念講演会 6回開催 美術講座 6回開催

(イ) 子どものミュージアム・スクール2004 3回開催

(ウ) 美術館広報誌「萩」の発行 年4回

(エ) ギャラリートーク

平常展示や特別展示に合わせた担当学芸員による作品解説を原則として毎週日曜日の11：00～12：00に実施している。

オ 美術調査研究事業

学芸員の資質向上を図るため、研修派遣、図書の購入等を行っている。

(5) 施設の概要

ア 現況施設

構造 鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上2階

敷地面積 11,715 m²

建築面積 3,194.1m²

延床面積 4,990 m²

イ 各活動別面積

展示面積 1,130m²

教育普及活動面積 217m²

収集保存活動面積 591m²

調査研究活動面積 160m²

利用者の利便に関する面積 812m²

その他 2,080m²

計 4,990m²

ウ 開館時間等

(ア) 開館時間

9：00～17：00

(イ) 休館日

月曜日（月曜が祝日又は振替休日の場合は翌日休館）

年末年始（1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで）

国民の祝日に関する法律に規定する休日（子どもの日及び文化の日並びに特別開館日を除く）

エ 入館料

常設展：一般 190（160）円

　　学生（下記の生徒等は除く） 120（100）円

（ ）内は20名以上の団体料金

特別展：別途に定めた料金

常設展、特別展ともに18歳以下と70歳以上及び高等学校、盲、ろう、養護学校に在学する者は無料

2 外部監査の結果

（総括事項）

県立萩美術館・浦上記念館の財務事務の執行及び管理運営については、下記個別事項の指摘を除き、関係法令等に基づき適正に処理されている。

（個別事項）

(1) 利用状況等

ア 入館者数の推移

| 年 度 | 開館日数(日) | 入館者数(人) | 1 日当たり来館者数(人) |
|--------|---------|---------|---------------|
| 平成8年度 | 130 | 83,150 | 640 |
| 平成9年度 | 296 | 178,509 | 603 |
| 平成10年度 | 281 | 110,224 | 392 |
| 平成11年度 | 288 | 85,272 | 296 |
| 平成12年度 | 295 | 89,242 | 303 |
| 平成13年度 | 298 | 108,206 | 363 |
| 平成14年度 | 284 | 63,187 | 222 |
| 平成15年度 | 281 | 49,343 | 176 |
| 平成16年度 | 283 | 60,029 | 212 |
| 計 | | 827,162 | |

イ 年齢別入館者数の推移

(単位:人、%)

| 区 分 | 平成14年度 | | 平成15年度 | | 平成16年度 | | |
|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| | 人 数 | 構成比 | 人 数 | 構成比 | 人 数 | 構成比 | |
| 一般 | 70歳以上 | 9,175 | 14.5 | 7,832 | 15.9 | 11,347 | 18.9 |
| | 19歳以上~70歳未満 | 45,485 | 72.0 | 34,522 | 70.0 | 42,807 | 71.3 |
| 大学生 | 19歳以上 | 970 | 1.5 | 732 | 1.5 | 582 | 1.0 |
| | 19歳未満 | 88 | 0.1 | 63 | 0.1 | 87 | 0.1 |
| 高校生 | 2,801 | 4.4 | 1,492 | 3.0 | 1,553 | 2.6 | |
| 中学生 | 1,753 | 2.8 | 2,237 | 4.5 | 1,178 | 2.0 | |
| 小学生 | 2,000 | 3.2 | 1,578 | 3.2 | 1,729 | 2.9 | |
| 幼児 | 915 | 1.5 | 887 | 1.8 | 746 | 1.2 | |
| 合 計 | 63,187 | 100 | 49,343 | 100 | 60,029 | 100 | |

ウ 地区别別来館者数

平成17年8月に開催されている加守田展の際、アンケートを実施しているが、その際の地区別の来館者数は次のとおりである。

平成17年8月23日から9月2日の入館者数は1,929人でアンケート回答者数は1,859人（回答率96.4%）であった。

| 地区別 | 人数(人) | 割合(%) |
|------|---------|-------|
| 萩市内 | 320 | 17.2 |
| 県内 | 956 | 51.4 |
| 県内計 | 1,276 | 68.6 |
| 九州地方 | 382 | 20.6 |
| 北九州市 | うち(121) | |
| 福岡市 | うち(71) | |
| 中国地方 | 73 | 3.9 |
| 四国地方 | 18 | 1.0 |
| その他 | 110 | 5.9 |
| 県外計 | 583 | 31.4 |
| 計 | 1,859 | 100 |

県内1,276人の内訳は、萩市内320人(25.1%)、その他956人(74.9%)となり、萩市内は全体の17.2%となっている。

県外の状況等は上記のとおりであるが、調査期間中が夏休み期間であることから、関東、関西方面からの帰省客と思われる来館者が多かったこと、この特別展が本県以西では展覧会が開催されないため、九州方面の入館者が増えたことが要因であると、館では分析している。

エ 意見

入館者数の増加対策

県立萩美術館・浦上記念館は、来館者数が開館当初の平成8年度、9年度当たりと比較すると3分の1程度に減少しており、しかも人口6万人弱の萩市に設置されていることから、基本的には広域を対象とした戦略のもとに、県立萩美術館・浦上記念館を運営する必要がある。

この点は、上記ウのアンケート結果に、地区別の来館者数として萩市のウェイトが17.2%と低いことからも明らかである。

(ア) 県立萩美術館・浦上記念館を取り組んでいること

子どもたちが美術館資料に親しむ機会を提供するために、特別展、企画展において、各市町村の教育委員会を通して小中高の生徒の観覧誘致のため、展覧会のチラシ配布を依頼している。また、ゴールデンウィーク、夏休みのお盆期間中には、生徒児童が参加できるよう子ども向けの親子ギャラリーツアー（作品解説）や展覧会の内容に即したクイズ形式のイベント等を開催している。

しかし、現状は、イ記載の年齢別入館者数の推移のとおり、平成16年度の小・中学生及び高校生の入館者数の割合は7.5%に低下しており、専任か兼務は別として担当者を配置するなどして学校連携を強化する必要がある。

(イ) これまで県立萩美術館・浦上記念館を利用したことのない人びとにも足を運んでもらえるようにするために、県立萩美術館・浦上記念館の理解と利用の促進に向けて次のような広報活動を行っている。

- a 年4回、広報誌「萩」を4,000枚発行し、東京都以西の各所に配布し、展覧会情報、収蔵資料の紹介、講演会の案内、その他イベント情報についての広報に努めている。
- b 各特別展、企画展等において、メディアによる広報活動を行っている。
- c 県内広報紙や萩市広報等による展覧会情報の紹介、また、各所へのポスター掲示やチラシ配布の依頼を行う。

平成16年度834か所、2,098枚配布、残りは県立萩美術館・浦上記念館受付で来館者に配布

d 口コミ広報として県内外から広報サポーターを募集して、1年間当館の展覧会を鑑賞してもらい、知人・友人等への口コミ情報を発信してもらう。

e 県立萩美術館・浦上記念館ホームページにおいて、収蔵資料や展覧会情報の紹介を行っている。

広域の美術館を目指しているということであるので、広報活動のうちホームページの利用状況についてアクセスの状況を把握しているか質問したところ、年度ごとのアクセス件数は把握していないが、平成13年5月21日から平成17年3月31日までの累計アクセス件数は約180,000件であるということである。

更新のサイクルは1ヶ月に2回程度で、展覧会や講演会、その他イベント等について1ヶ月以上前に更新するように心がけているという状況である。

ホームページを漸次更新していることはよいが、ホームページへのアクセスの件数を少なくとも年度ごとに把握し、利用者の関心の程度を見極めて対応する必要がある。

(ウ) これらの広報活動を着実に進めることは当然必要であり重要であるが、入館者数の減少傾向が続いていることからすれば、他にも検討を要する問題があると思われる。それは、展覧会の内容が広域にも通用するものかどうかという点にあると考えられる。

展覧会の内容については予算の制約もあるが、アンケート結果の分析結果や利用者のニーズを反映した魅力のある展覧会が開催されれば、入館者の増加に結びつくものと考えられるので、展覧会の内容を考える委員会の設置等を検討すべきと思われる。

(エ) 萩市は県下における主要観光地であり、多数の観光客が訪れているが、観光客数と県立萩美術館・浦上記念館の入館者数の関係をみると次のようになっている。

| | (B)入館者数(人) | (A)観光客数(人) | (B/A)(%) |
|--------|------------|------------|----------|
| 平成8年度 | 83,150 | 1,458,200 | 5.7 |
| 平成9年度 | 178,509 | 1,591,400 | 11.2 |
| 平成10年度 | 110,224 | 1,436,500 | 7.7 |
| 平成11年度 | 85,272 | 1,301,546 | 6.6 |
| 平成12年度 | 89,242 | 1,267,034 | 7.0 |
| 平成13年度 | 108,206 | 1,449,788 | 7.5 |
| 平成14年度 | 63,187 | 1,478,490 | 4.3 |

| | | | |
|--------|---------|------------|-----|
| 平成15年度 | 49,343 | 1,429,886 | 3.5 |
| 平成16年度 | 60,029 | 1,428,630 | 4.2 |
| 計 | 827,162 | 12,841,474 | 6.4 |

この3年間では、観光客数のうち県立萩美術館・浦上記念館に入館しているのは3.5%から4.3%であるが、必ずしも高くなく、観光客を県立萩美術館・浦上記念館の入館者数の増加に結びつけるための方策が必要である。

現状では、県内のバス会社、市内のホテル、旅館組合や観光協会等に前売券を配布している。また、道の駅等には美術館のパンフレット等を配布し、広報に努めている。これらの個別の対応はより一層進める必要があるが、加えて萩市及び観光協会等と一体となって、地域の振興及び活性化のための協力をし、連携を深める中で、県立萩美術館・浦上記念館を萩の観光コースへ組み込むことなどの提案をし、実現させることなどが観光客の県立萩美術館・浦上記念館への入館者増加対策として必要である。

(2) 共催展の収支決算

ア 共催展の収支の状況

(単位：千円)

| | 初期伊万里展 | 出光コレクション肉筆浮世絵名品展 | 洛陽の夢 唐三彩展 |
|---------|--------|------------------|-----------|
| (収入) | | | |
| 入場料収入 | 7,672 | 5,574 | 3,116 |
| 図録収入 | 1,703 | 960 | 554 |
| 協力金 | 1,000 | 0 | 1,365 |
| 雑収入 | 2,237 | 880 | 692 |
| 出資金 | 10,531 | 8,000 | 19,171 |
| 計 | 23,143 | 15,414 | 24,898 |
| (支出) | | | |
| 共通経費分担金 | 10,500 | 6,530 | 13,650 |
| 広告宣伝費 | 2,945 | 2,147 | 3,691 |
| 印刷費 | 1,240 | 739 | 535 |
| 会場構成費 | 1,083 | 600 | 2,310 |
| 会場使用料 | 820 | 836 | 712 |
| 図録購入費 | 1,949 | 1,381 | 854 |
| 臨時職員費 | 2,242 | 2,078 | 1,943 |
| 販売手数料 | 83 | 55 | 18 |
| その他経費 | 1,887 | 54 | 480 |
| 事務局費 | 394 | 770 | 705 |
| 出資払戻金 | 0 | 224 | 0 |
| 計 | 23,143 | 15,414 | 24,898 |

イ 収支の分析

平成16年度の共催展は上記のとおりであるが、いずれも当初の出資金額の回収はできていない。共催事業者は展覧会にかかる事業費は、本来観覧料等で賄うことと考えており、当初の出資金の払戻がない状況では共催展の継続が困難となることが考えられる。各共催展のうち、決算書が入手できた共催展に係る県の出資金の顛末は次のとおりである。

平成16年度共催展

| 展覧会名 | 当初出資額(千円) | 顛末 |
|----------|-----------|--------------|
| 初期伊万里展 | 9,450 | 28千円の追加出資 |
| 出光肉筆浮世絵展 | 6,400 | 179千円の払戻 |
| 唐三彩展 | 12,285 | 4,969千円の追加出資 |

平成15年度共催展

| 展覧会名 | 当初出資額(千円) | 顛末 |
|------------|-----------|------------------|
| 子ども浮世絵展 | 7,000 | 1,464千円の追加出資(単独) |
| 竹久夢二展 | 5,600 | 2,297千円の払戻 |
| 小山富士夫の眼と技展 | 8,000 | 3,065千円の追加出資 |

平成14年度共催展

| 展覧会名 | 当初出資額(千円) | 顛末 |
|---------------|-----------|--------------|
| アル・ヌーボーガラス名品展 | 8,400 | 2,173千円の払戻 |
| 日本陶磁5000年の至宝展 | 5,600 | 998千円の追加出資 |
| 心のやきもの李朝展 | 10,080 | 1,654千円の追加出資 |

過去3年度の当初出資・追加出資または払戻の状況をみると追加出資となる件数が多数である。このような状況では共催は文化事業を行っている新聞社及び放送会社に限定され、しかも出資割合は非常に限定的であり、実質は県立萩美術館・浦上記念館の単独事業に近いこととなる。したがって、展覧会における収支の改善、特に有料入館者の増加の方策を検討する必要がある。

(3) 入館料

ア 概要

入館料については、山口県使用料手数料条例第2条に、公の施設の利用について使用料を徴収しなければならないと規定され、県立萩美術館・浦上記念館の手数料については、同条例「別表第一 9 教育委員会関係使用料手数料」において定められている。

県立萩美術館・浦上記念館の展示には、特別展と常設展があるが、特別展では、実行委員会を設置し、実施運営を行うものがある。

入館料は、実行委員会を設置する場合には実行委員会事務局が管理を行い、それ以外では県立萩美術館・浦上記念館が管理を行っている。

イ 監査手続

入館料について、山口県使用料手数料条例に基づいているか確かめ、チケットの出納簿を通査し、一部抽出し、チケット販売集計表と照合した。未使用的チケットについては、保管状況を確認した。また、招待券について、出納簿を閲覧し管理状況について把握した。

ウ 監査結果

展覧会を行う場合、展覧会の共同主催者、後援者、広報の協力者、本館事業の協力者、旅行代理店等に招待券を配布している。配布に当たっては、部署ごとに招待券の受払帳を作成している。

招待券の受払帳の記載状況をみてみると、次の状況がある。

最後まで記載が行われていない部署がある。

配布した館の担当者の記載はあるが、配布先の記載がないため、配布の実態がわからない。

また、招待券の配布対象の基準については、考え方は示されてはいるが、館としての正式な承認手続を経た基準として定められておらず、配布対象の基準を明確にする必要がある。

(4) 売店の業務

ア 概要

図録の販売は、1階の売店と2階の販売所の2ヶ所で行われる。1階の売店では、本館の図録・はがきの他に浮世絵屏風、風呂敷、オリジナル色紙等が販売されている。図録・はがき以外の商品については、1階の喫茶室を経営しているA社の商品であるが、実際の販売業務は、本館の職員が行っている。

イ 監査結果

販売に関しては、特に契約書も交わされておらず、また、販売手数料等の収受も行われていない。

A社に対して、販売場所を提供しているという見地に立つならば、行政財産の使用許可が必要であり、受託販売を行っているという見地に立てば受託販売契約書の締結、販売手数料の取扱いについての方針及び承認手続きの検討が必要である。

(5) 美術品の受入

ア 購入、寄贈

(ア) 購入、寄贈の実績

美術品収集実績

(単位:点、円、%)

| 絵画(浮世絵) | | | | 絵画(トグラフ等) | | | | 絵画(日本画) | | | | 陶磁器(東洋陶磁) | | | | | | |
|-----------|-------|-------------|---------------|---------------|-----|-------------|----|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------------|----------------|----------------|
| 購入 | | 寄贈 | | 基金 | | 購入 | | 寄贈 | | 基金 | | 購入 | | 寄贈 | | | | |
| 点数 | 金額 | 点数 | 金額 | 点数 | 金額 | 点数 | 金額 | 点数 | 金額 | 点数 | 金額 | 点数 | 金額 | 点数 | 金額 | | | |
| ~平成12年度 | 1,804 | 354,509,370 | 2,286 | 5,247,140,000 | 741 | 163,200,000 | 43 | 30,290,000 | | | | | 59 | 159,545,750 | 325 | 5,317,000,000 | | |
| 平成13年度 | 7 | 10,000,000 | 6 | 1,704,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成14年度 | 2 | 1,700,000 | 1 | 493,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | | | 8 | 728,500 | 36 | 4,025,630 | | | | | | | 4 | 8,300,000 | | | | |
| 平成16年度 | | | 8 | 750,000 | 2 | 604,000 | | | | | | | 46 | 200,000,000 | 2 | 5,974,370 | | |
| 小計 | 1,813 | 366,209,370 | 2,309 | 5,250,815,500 | 779 | 167,829,630 | 0 | 0 | 43 | 30,290,000 | 0 | 0 | 63 | 167,845,750 | 371 | 5,517,000,000 | | |
| 金額合計 | | | 5,784,854,500 | | | | | | | | | | | | | 6 15,370,370 | | |
| 割合 | | 49.9 | | | | | | | | | | | | | | 49.2 | | |
| 総合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陶磁器(現代陶器) | | | | 考古名器(青銅器) | | | | 金工 | | | | 総合計 | | | | | | |
| 購入 | 金額 | 点数 | 金額 | 購入 | 金額 | 点数 | 金額 | 購入 | 金額 | 点数 | 金額 | 購入 | 金額 | 点数 | 金額 | | | |
| ~平成12年度 | 23 | 13,858,000 | 10 | 16,000,000 | | | | 11 | 26,900,000 | 5 | 2,868,611 | | | 1,891 | 530,781,721 | 2,675 | 10,637,390,000 | |
| 平成13年度 | | | 2 | 4,759,000 | | | | | | | | | | 7 | 10,000,000 | 8 | 6,503,000 | |
| 平成14年度 | | | | | | | | | | | | | | 6 | 10,000,000 | 1 | 493,000 | |
| 平成15年度 | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 57 | 205,728,500 | |
| 平成16年度 | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 8 | 750,000 | |
| 小計 | 23 | 13,858,000 | 12 | 20,859,000 | 0 | 0 | 0 | 11 | 26,900,000 | 0 | 0 | 5 | 2,868,611 | 0 | 0 | 1,904 | 550,781,721 | |
| 金額合計 | | | 34,717,000 | | | | | | | | | | | | | | 2,749 | 10,850,864,500 |
| 割合 | | | 0.3 | | | | | | | | | | | | | | 11,584,846,231 | |
| 総合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 100 | | |

(イ) 購入手続の概要

県立美術館とほぼ同様であるが、審査会では、審査員が独自に評価し、その平均と業者提示価格を比較している点に相違がある。

(ウ) 監査結果

a 購入、寄贈の受入手続は関係規則に従って処理されていた。

b 購入単価について

(a) 業者提示価格

美術品の購入は、業者提示価格で行っているが、提示価格は口頭であり、書類に提示価格が示されたものはない。業者提示価格の事実を明らかにするために、業者から提示価格の証憑書類を入手する必要がある。

(b) 審査会では、県立萩美術館・浦上記念館が購入予定作品についての情報を収集・精査した上で作成する評価額の原案を基に審査員が独自に評価し、その平均価額と業者提示価格とを比較しているが、過去全てにわたって審査会評価の平均が業者提示価格を下回ったことがないという状況である。

審査員が独自に評価していることは、県立美術館より評価できる。しかし、業者提示価格との比較が審査会の評価の平均ということで運用している点について経済性の観点からは、最低評価額の評価過程を審査会で吟味した上で、合理的であれば購入業者の提示価格と比較するということを検討してもよいのではないかと考える。

c 寄贈者から提示された評価の妥当性

寄贈者から美術品の評価額が提示されているが、評価額を示す資料は残されていない。

寄贈品の評価額は、貸出の際の保険料算定、また、類似美術品の購入価格の検討にも影響があるので、評価額の評価資料を残しておく必要がある。

イ 寄託

(ア) 概要

平成16年度末の寄託物品は8件である。

(イ) 受入手続

寄託者から美術作品保管依頼書が提出されると、美術作品預り証及び一時預り証の寄附伺により、決裁を受けた後、美術品預り証を発行して美術品を預っている。

(ウ) 監査結果

a 過年度分1件について手続きを検証した結果、承認手続きに従って受け入れている。

b 預り日が保管の管理責任の起点になるが、預り証の発行が後になる場合があり、美術作品の預り日が先行していたケースがある。後日、預り日について問題が発生しないように、あくまで美術作品を預った日を預り日として預り証に記載すべきである。

c 美術品預り証には、預った時の作品の状態についての記述がないが、寄託者と美術品の状態について確認した旨の記載、及び双方の確認印を押印し、後日、返還時に作品の状態について認識の相違が生じないようにするべきである。

d 寄託品の保険の付保の状況

寄託品に関して、保険の付保はされていないが、受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査するなどして、検討する必要がある。

また、寄託品について、受寄時に評価していないが、受寄時で評価する必要があり、評価方法を検討する必要がある。

(6) 美術品の活用度

ア 美術品の貸出及び返却

(ア) 美術品貸出数の推移

| | 浮世絵 | | 陶磁器 | | 計 | | 収蔵資料保有点数 | 収蔵品回転数 |
|--------|-----|----|-----|----|----|----|----------|--------|
| | 件数 | 点数 | 件数 | 点数 | 件数 | 点数 | | |
| 平成12年度 | 2 | 23 | | | 2 | 23 | 5,307 | 0.004 |
| 平成13年度 | 1 | 9 | | | 1 | 9 | 5,322 | 0.002 |
| 平成14年度 | 3 | 13 | 1 | 1 | 4 | 14 | 5,329 | 0.003 |

| | | | | | | | |
|--------|---|----|---|----|----|-------|-------|
| 平成15年度 | 3 | 32 | | 3 | 32 | 5,424 | 0.006 |
| 平成16年度 | 1 | 6 | 1 | 13 | 2 | 19 | 5,438 |

(イ) 貸出の手続

美術品の貸出の際には、貸出相手と運送会社作業員により貸出美術品の点検・梱包がなされ、担当者がそれに立ち会う。引き渡すときに借用書を預る。担当者は、貸出の手続及び返却予定日を記載した業務情報を作成し、所定の責任者の決裁をとる。

そして、貸出品が返却されたときは、貸出先相手と運送業者作業員立会いのもと担当者が作品の点検を行い、異常のないことの確認後、借用書を返却する。担当者は、返却の手続及び返却日を記載した業務情報を作成し、所定の責任者の決裁をとる。

(ウ) 監査結果

a 美術品の貸出及び返却の統制業務は適正になされているが、借受入から入手する借用書の記載内容に補うべき事項がある。

作品について、貸出した時の作品の現状について借用書または別紙調書に貸出する方、受ける方双方が確認した旨の記載及び押印をすることにし、返還時に作品の現状について認識の相違トラブルが生じないようすべきである。

b 貸付決議書の決裁年月日、物品貸付契約締結伺書の決裁年月日、払出通知年月日、払出年月日等の記載洩れがあるが、美術作品の状況に問題が生じた時には払出年月日等の日付が重要な意味を持つことがあり、記入洩れには注意を要する。

イ (ア) 美術品の活用状況

美術品の活用の状況は次のとおりである。

(単位：点、件、回)

| | 常設展数 | (a) 展示点数 | 貸出件数 | (b) 貸出点数 | (c = a + b) 活用点数計 | (d)収蔵資料保 有点数(注1) | (c / d) 収蔵品回転数 |
|--------|------|-------------|------|-------------|----------------------|---------------------|-------------------|
| 平成12年度 | 14 | 464 | 2 | 23 | 487 | 5,309 | 0.09 |
| 平成13年度 | 14 | 497 | 1 | 9 | 506 | 5,324 | 0.10 |
| 平成14年度 | 12 | 456 | 4 | 14 | 470 | 5,336 | 0.09 |
| 平成15年度 | 12 | 418 | 3 | 32 | 450 | 5,432 | 0.08 |
| 平成16年度 | 7 | 308 | 2 | 19 | 327 | 5,446 | 0.06 |

注1 収蔵資料保有点数には寄託を含む。

(イ) 監査結果

a 未利用の美術品

(a) 美術品の利用状況一覧を閲覧したところ、浮世絵約5,000点のうち、3,118点は開館以来8年間1度も展示や貸出に利用されていない。

(b) 保管している浮世絵は、県立萩美術館・浦上記念館開館時に一括して寄贈を受けたものであり、その半分は明治以降の新しいものとなっているため、利用頻度が低い状況になっているとのことである。

しかし、県立萩美術館・浦上記念館は浮世絵を主な展示品目にしており、展示や貸出に開館以来1度も利用されたことがない美術品があるということは、当初寄贈を受けた時の受入の判断は正しかったのかという問題が生じることになりかねず、活用する方策を検討する必要がある。

b 美術館の使命には、美術品の保存や継承等も含まれており、効率性以外にも館の運営上、配慮を要する点があるが、収蔵品の回転数について県立美術館と比較してやや低めであり、しかも最近さらに低くなっていることから、県有財産の効率的活用を図るために方法について検討が必要である。

(7) 美術品の現物管理

ア 収蔵品の点検

(ア) 実施の状況

県立萩美術館・浦上記念館では平成16年8月に浮世絵のみ数量について備品管理簿と照合し、点検を実施している。(陶磁器は未実施)

(イ) 監査結果

a 現物には収蔵番号が付されており、浮世絵及び陶磁器について照合した範囲では台帳と現物の数量の

差異はなく一致した。

- b 実地棚卸資料は、実施日の日付がないこと、また、所定の責任者の決裁がなされていないことの不備がある。

(ウ) 意見

美術品の実地棚卸は、美術品の数量だけでなく、美術品の品質の状況までチェックすることが必要とされている。

この点を考慮すれば、学芸員以外の者を受入れして一斉に棚卸することは問題があり、実施方法等については、数年間で一巡する形で棚卸を行う等、また、上記結果の bへの対応も併せて、実地棚卸の方針や規程を定める必要がある。

イ 美術品の品質管理

物理的に磨耗している美術品が100点程あるということであり、貸出の際には作品の状況をチェックしているが、県立萩美術館・浦上記念館として修復可能かどうか、磨耗している美術品全体について調査するということなどの方針や計画もないまま放置されている状況である。

まず上記美術品のリストアップをして、個々の美術品について早急に品質の検討をし、修復可能なものと不可能なものに峻別すべきである。その後、修復の作業等を計画的に行い、不可能なものは展示や貸出に利用できないとしても研究資料としての価値はあるということであるので、美術品の有効利用の観点から、磨耗した美術品の整理をすべきである。

なお、磨耗した美術品で研究資料としての価値があるものは、展示や貸出の利用を前提とした備品管理簿とは別に、研究資料用の管理台帳を設けて管理するのが望ましいと考える。

ウ 美術品管理システム

(ア) 概要

県立美術館と同一の目的で導入されている。（県立美術館156頁記載）

(イ) 監査結果

現状の利用の状況

- a 美術情報システムには、収蔵する陶磁器及び浮世絵管理データ並びに研究支援データの登録、更新、削除、検索機能が備わっているが、データ入力されていないため、備品台帳として利用されていない。
b 一般利用者への情報提供機能や浮世絵作家等の作家管理機能が備わっているが、データ未入力のため利用されていない。

(ウ) 意見

美術品管理システムの利用に対して

業務管理の効率性を高めるために、収蔵品の残高、受入、払出のデータ及び収蔵品の作家管理データを入力し、美術品管理システムを活用する必要がある。

その前提として、不正アクセスやデータの保存等、セキュリティに関する運営方針・規則を定めること、また、単体テスト及び運用テスト結果の記録文書の保存、その承認ルール等を作成する必要がある。

(8) 収蔵庫の状況

ア 陶磁器及び浮世絵の収蔵能力

(ア) 陶磁器（収蔵庫下段）

棚の総数=230 使用中の棚=99 (43%)

現在の1つの棚に収蔵されている陶磁器数

$$493 \div 99 = 5.0$$

1つの棚の陶磁器数×未使用棚の数

$$5.0 \times (230 - 99) = 655$$

1年間に10点の陶磁器を受入れたとすると

$$655 \div 10 = 65.5$$

65年間は収蔵能力があるということになる。

(イ) 浮世絵（収蔵庫上段）

棚の総数=45 使用中の棚=31 (68.9%)

現在の1つの棚に収蔵されている浮世絵数

$$4,902 \div 31 = 158.1$$

1つの棚の浮世絵数×未使用棚の数

$$158.1 \times (45-31) = 2,213.4$$

1年間の購入数量が安定していないが、今後2,213点の浮世絵が増加するまで収蔵能力がある。

(ア), (イ)とも現段階では収蔵能力に関しては問題がない。

イ 美術品の保管環境については、県立美術館と同じような状況であり、美術品の品質管理、火災への対応は適切であり、保管環境に特に問題となる点は認められなかった。

ウ 収蔵庫の開閉管理

収蔵庫の扉はカギと暗証番号を使って開ける仕組みになっており、カギは専用の保管庫で管理され、また、暗証番号も学芸員にしか知らされておらず、学芸員が退職したときは暗証番号を変更することになっている。過去2回の退職時に暗証番号が変更されていることを確認した。

収蔵庫の開閉管理は適切に行われているものと認めた。

(9) 美術品以外の備品等

備品の管理状況を把握するため、備品を任意に抽出し、備品管理簿と現物を照合した結果、以下の問題点があった。

パソコンの周辺機器であるRGBインターフェースは、故障したまま放置されており使用不能である。このような場合、物品管理上、物品規則に従って使用職員は館長に直ちに報告し（物品規則第38条）、また、館長は不用の決定（物品規則第45条）の手続きを行う必要がある。

(10) 人件費

ア 概要

県立萩美術館・浦上記念館で発生する人件費には、職員の給料、時間外勤務手当及びその他職員手当、共済費（社会保険料）、臨時職員の賃金がある。

平成17年3月末現在、職員は9名在籍しており、時間外勤務手当の計算基礎となる時間外勤務時間数は県立萩美術館・浦上記念館において管理される。

館長は非常勤であり、臨時職員は4名である。

イ 監査結果

「時間外勤務・休日勤務命令簿」の記載について、従事業務内容欄が「総務用務」「学芸用務」との記載となっている。時間外及び休日出勤は通常の就業時間以外の勤務であり、具体的にどのような業務に従事したか明確に分かるように記載することが必要である。また、その内容を明確にすることによって、時間外勤務の内容が適切か、また、業務の効率化を図る際の情報も得ることができる。

(11) 委託契約事務

ア 概要

県立萩美術館・浦上記念館では、館内の業務について外部へ業務委託を行っている。業務委託契約に際しては、令に基づき一般競争入札、指名競争入札または随意契約によることになる。

平成16年度の業務委託契約は総額91,809千円であり、主なものには展覧会開催業務（唐三彩展萩展開催業務）17,253千円、空調設備・衛生設備定期保守業務15,120千円、設備運転監視保全業務13,825千円、清掃業務8,873千円がある。

イ 監査結果

(ア) 業務委託契約の手続には、特に問題は認められなかった。

(イ) 企画展については、実行委員会を設置し運営を行っているが、委員会の設置に際し運営資金として出資を行っている。展覧会開催の結果、決算の収支が黒字であれば出資者に出資を払い戻し、赤字であれば出資者が追加出資を行い赤字を補填する。例えば、唐三彩展では、当初出資は12,285千円であったが、決算の結果、4,969千円の追加出資（補填）を行っている。出資の会計処理について、当初の出資及び追加出資とともに委託料（業務委託）として取り扱っている。これに対し、出資の払い戻しの場合には、雑入で処理を行う。取引の内容からすれば、出資は委託料ではなく展覧会費等、また、出資の払い戻しは、雑入ではなく展覧会収入等の科目を用いることがより実態を表していると考えられる。

(ウ) 定型的な業務委託契約について

a 概要

県立萩美術館・浦上記念館で発生する定型的な業務委託契約の5年間の推移は次のようになっている。

(単位：千円)

| 業務名 | 年度 | 契約金額 | 予定価格 | 比率 | 委託先 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 自家用電気工作物 保安業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 631 | 631 | 100.0% | A社 |
| | 平成13年度 | 631 | 631 | 100.0% | A社 |
| | 平成14年度 | 631 | 631 | 100.0% | A社 |
| | 平成15年度 | 631 | 631 | 100.0% | A社 |
| | 平成16年度 | 631 | 631 | 100.0% | A社 |
| 警備業務 (随意契約(4号)) | 平成12年度 | 12,726 | 12,726 | 100.0% | B社 |
| | 平成13年度 | 1,100 | 1,100 | 100.0% | B社 |
| | 平成14年度 | 13,826 | 13,826 | 100.0% | B社 |
| | 平成15年度 | 12,972 | 12,978 | 100.0% | B社 |
| | 平成16年度 | 12,972 | 12,972 | 100.0% | B社 |
| 昇降機設備 定期保守業務 (指名競争入札) | 平成12年度 | 1,599 | 1,638 | 97.6% | C社 |
| | 平成13年度 | 1,522 | 1,599 | 95.2% | C社 |
| | 平成14年度 | 1,522 | 1,522 | 100.0% | C社 |
| | 平成15年度 | 1,477 | 1,490 | 99.1% | C社 |
| | 平成16年度 | 1,192 | 1,445 | 82.5% | C社 |
| 清掃業務 (指名競争入札) | 平成12年度 | 9,198 | 9,792 | 93.9% | D社 |
| | 平成13年度 | 9,198 | 9,198 | 100.0% | D社 |
| | 平成14年度 | 9,198 | 9,198 | 100.0% | D社 |
| | 平成15年度 | 8,915 | 9,013 | 98.9% | D社 |
| | 平成16年度 | 8,873 | 8,911 | 99.6% | D社 |
| 設備運転監視 保全業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 14,095 | 14,144 | 99.7% | E社 |
| | 平成13年度 | 14,095 | 14,095 | 100.0% | E社 |
| | 平成14年度 | 14,095 | 14,095 | 100.0% | E社 |
| | 平成15年度 | 13,965 | 14,079 | 99.2% | E社 |
| | 平成16年度 | 13,825 | 13,825 | 100.0% | E社 |
| 空調設備・衛生 設備定期保守業務 (指名競争入札) | 平成12年度 | 16,065 | 16,161 | 99.4% | F社 |
| | 平成13年度 | 15,960 | 16,065 | 99.3% | F社 |
| | 平成14年度 | 15,960 | 15,960 | 100.0% | F社 |
| | 平成15年度 | 15,750 | 15,960 | 98.7% | F社 |
| | 平成16年度 | 15,120 | 15,348 | 98.5% | F社 |
| 自動ドア定期 保守業務 (随意契約(2号)) | 平成12年度 | 契約無し | | | |
| | 平成13年度 | 契約無し | | | |
| | 平成14年度 | 399 | 416 | 96.0% | G社 |
| | 平成15年度 | 399 | 399 | 100.0% | G社 |
| | 平成16年度 | 399 | 399 | 100.0% | G社 |

(注) 業務名の下のカッコ()は、平成16年度の契約の方法である。

b 監査結果

(a) 契約方法

業務委託契約では、随意契約によることができる場合の金額の基準は、会計規則第165条の2において百万円を超えない場合とされている。このほかに随意契約によることができるものは、その性質または目的が競争入札に適さない場合や競争入札に付することが不利と認められる場合等がある。上記の表の中で、百万円を超える随意契約が2件みられるが、これらを随意契約としているのは次の理由による。

警備業務 12,972千円

機械警備と常駐警備が内容となる。機械警備施設設備は、新築工事と連動して設置が行われ、館内のデザイン面にも配慮され、施設とほぼ一体となっている。毎年業者が変わると、施設管理の観点から数年の内にドアや窓枠を取り替える必要が生じ、経費がかさんで競争入札の実が失われてしまうと

考えられ、競争入札に付することが不利であると認められる。また、常駐警備についても機械警備（警備会社の中央管理センター）と連動して行っており、業者の変更は不可能である。
設備運転監視保全業務 13,825千円

本館は、温度・湿度の影響を一番受けやすい美術品を収蔵しており、複雑な機械系統の全体を把握した上で業務を行わなければ、収蔵している美術品に重大な影響を及ぼす恐れがある。また、展示会に当たり借用した美術品についても同様である。

温度・湿度の管理は、美術品ごと及び季節に対応した管理が必要であり、そのためには長期間の研修が必要となる。

現契約業者は、当館の開館準備期間から施工業者から説明・指導を受け、長期間の運転保全研修を行い、開館以来、運転や保全等のミスによる不具合は発生していない。他の業者に委託した場合の著しく高いリスクを負うことはできない。

不具合等の緊急時に即応できる体制が必要である。

(b) 契約金額について

上記の表において、平成12年度から平成14年度までは契約金額にほぼ変化はないが、平成15年度から契約金額に減少傾向がみられる。随意契約2号である設備運転監視保全業務においても、契約業者に変化はないが契約金額が下落している。清掃業務や空調設備・衛生設備定期保守業務は指名競争入札であるが、結果的に落札業者に変更はなかったものの平成15年度から契約金額が下落している。中でも、昇降機設備定期保守業務は平成15年度までは随意契約2号であったが、平成16年度に指名競争入札としたことで契約金額が大きく下落しており、コスト削減の効果がうかがえる。また、このことから、指名競争入札にすることでコストの削減が大きく図られることが分かる。随意契約はできるだけ避け、競争入札とすることが重要である。

(12) 光熱水費の使用状況

光熱水費の消費に異常な点はないか監査した。

平成12年度～平成16年度光熱水費推移調査

| | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 電気 | 使用量(kw) | 1,606,310 | 1,748,658 | 1,652,544 | 1,641,378 | 1,741,698 |
| | 使用料金(円) | 31,165,631 | 27,585,300 | 26,281,558 | 23,800,558 | 25,286,420 |
| | kw当たり単価(円) | 19.4 | 15.77 | 15.9 | 14.5 | 14.51 |
| 水道 | 使用量(m³) | 6,723 | 7,493 | 14,966 | 5,431 | 6,320 |
| | 使用料金(円) | 1,306,565 | 1,265,669 | 3,407,712 | 1,091,694 | 1,226,922 |

ア 電気代について

電気の使用量については、省エネ対策は実施しているものの、減少効果はあまり生じていない。ただし、金額については平成14年10月1日に単価改正があったことにより、kw当たり単価の推移をみると、平成12年度と平成16年度を比較すると約5円低くなっている。このため、平成16年度は平成12年度より使用量は多いが金額では減少している。

イ 水道代について

平成14年度の水道が異常に多く消費されている理由

漏水が原因ということで平成14年度のみ使用量が多かった。前年度以前の使用量と絶えず比較を行い、異常性を早期に発見し、原因把握に努め、対応することで無駄な水道の使用量を防止すること。

ウ 実施している省エネ対策は次のとおりである。

- 不要な電気の消灯の励行
- 冷暖房の適正な温度設定 冷房28℃、暖房18℃に設定
- 節水の励行
- クールビズの奨励

(13) 県立萩美術館・浦上記念館の運営コスト

ア 概要

(ア) 前提

a 美術館費には、正規職員の人事費は含まれていないので、従事している正規職員の人事費を加えた。

b 平成16年度について発生主義に基づくコスト算定のため、建物の減価償却費及び職員の退職給与引当

増加額を県に対して別途データの提出を依頼した。

(イ) 歳入・歳出実績の推移

過去5年間の歳入・歳出実績推移表

| 歳 入 | 単位:千円 | | | | |
|----------|-------------|---------------|-------------|---------------|--------|
| | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
| 総 合 計 | 30,975 | 35,702 | 20,439 | 14,203 | 12,389 |
| 総務使用料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財産管理費 | | 0 | | | |
| 教育使用料 | 21,816 | 14,924 | 11,676 | 8,494 | 9,792 |
| 社会教育施設費 | 21,816 | 14,924 | 11,676 | 8,494 | 9,792 |
| 教育財産売払収入 | 3,891 | 2,361 | 3,818 | 2,414 | 2,328 |
| 社会教育施設費 | 3,891 | 2,361 | 3,818 | 2,414 | 2,328 |
| 県預金利子 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 県預金利子 | 0 | 0 | | | |
| 雑 入 | 5,268 | 18,416 | 4,945 | 3,295 | 268 |
| 雑 入 | 5,268 | 18,416 | 4,945 | 3,295 | 268 |
| 主な増減理由 | 企画展入館料 増 | 企画展出資払 戻金増 | 企画展入館料 増 | 企画展出資払 戻金増 | |

| 歳 出 | 単位:千円 | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|-----------------|-----------------|
| | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
| 総 合 計 (1)+(2) | 337,288 | 376,278 | 304,666 | 275,232 | 273,836 |
| 美術館費 | | | | | |
| 報酬 | 6,809 | 6,788 | 6,766 | 6,657 | 6,646 |
| 共済費 | 1,079 | 957 | 1,558 | 1,327 | 1,130 |
| 賃金 | 19,955 | 18,657 | 16,894 | 15,050 | 16,146 |
| 報償費 | 9,790 | 12,804 | 5,483 | 8,580 | 9,175 |
| 旅費 | 10,175 | 8,919 | 6,895 | 8,994 | 9,274 |
| 需用費 | 67,460 | 70,021 | 59,187 | 51,075 | 55,794 |
| 役務費 | 10,833 | 8,638 | 9,241 | 13,110 | 11,050 |
| 委託料 | 104,621 | 162,765 | 111,436 | 96,852 | 91,809 |
| 使用料及び賃借料 | 320 | 275 | 270 | 272 | 257 |
| 工事請負費 | | | | | |
| 備品購入費 | 36,067 | 11,108 | 11,297 | 1,452 | 1,137 |
| 負担金補助及び交付金 | 151 | 151 | 151 | 151 | 151 |
| 積立金 | | | | | |
| 小計(1) | 267,261 | 301,084 | 229,177 | 203,521 | 202,568 |
| 給料 | 36,442 | 39,194 | 39,586 | 39,645 | 39,145 |
| 時間外勤務手当 | 2,745 | 3,649 | 3,048 | 1,760 | 2,124 |
| その他職員手当 | 20,942 | 22,069 | 22,600 | 19,956 | 19,331 |
| 児童手当 | | | | | |
| 共済費 | 9,898 | 10,282 | 10,255 | 10,350 | 10,668 |
| 小計(2) | 70,027 | 75,194 | 75,489 | 71,712 | 71,267 |
| 主な増減理由 | 作品購入費増 | 企画展費用増 | 企画展費用増 | 作品購入費を 基金で対応 | 作品購入費を 基金で対応 |

(ウ) 平成16年度分の発生主義に基づくコストの計算は次のとおりである。

a 建物の減価償却費（耐用年数50年）

$$4,796,542\text{千円} \times 0.9 \div 50 = 86,337,756\text{円}$$

b 退職給与引当増加額 在籍者の年間引当増加額を個別に計算

(エ) 平成16年度分の県負担運営コスト（純歳出金額+発生主義に基づくコスト）

| | |
|-----------|-----------|
| 歳出合計 | 273,836 |
| 歳入合計 | △12,389 |
| 減価償却費 | 86,338 |
| 支払利息 | 23,459 |
| 退職給与引当増加額 | 3,981 |
| 計 | 375,225千円 |

(オ) 入館者1人当たりの県負担運営コスト

平成16年度入館者数 60,029人

入館者1人当たりの県負担運営コスト 6,251円

$$(375,225\text{千円}) \div 60,029\text{(人)})$$

(カ) 支出総額に対する人件費の割合（人件費に退職手当は含まない）

$$\text{平成16年度 人件費 } \frac{71,267\text{千円}}{273,836\text{千円}} = 0.26 \\ \text{美術館費 } 273,836\text{千円} \\ (\text{歳出合計})$$

美術館費として支出されている金額の26%が人件費である。

イ 監査結果

平成16年度県立萩美術館・浦上記念館は、入館者1人当たりの県負担運営コストは6,251円であり、総額では375,225千円の県負担の運営コストを投入し、県立萩美術館・浦上記念館の設置目的である浮世絵と東

洋陶磁を核とした高い専門性と機能を有する特色ある美術館として、多様な活動を展開し、広く県民に質の高い芸術情報を提供するために活動を行っている。

県立萩美術館・浦上記念館の事業運営については、事業実績や来館者アンケートを実施し、その意見等を次年度の事業運営等に反映させることとしている。

しかし、入館者数が開館当初と比較して減少し、建物の年間の減価償却費や支払利息等の固定費が大きいことから、財政の有効性、効率性は低下しており、事業年度の県負担の運営コストを分析し、次年度の目標に反映させるなど、コスト面はもとより館の事業全体について事業評価を実施し、改善点を明確にし、効率的な運営を目指す必要がある。

(14) 県立萩美術館・浦上記念館の管理運営のあり方

意見

管理運営のあり方については、前述の固定費の負担が大きいことから効率的な運営を目指す必要があることを踏まえて、指定管理者制度導入の可能性を検討する必要がある。その導入の可能性の検討に際しては、県立萩美術館・浦上記念館は浮世絵と東洋陶磁を核とした美術館であるということから、展覧会の企画については開催内容が限定されるという側面があり、民間事業者等（指定管理者）が収益力のある展覧会を維持していくためには障害になる場合もあることに留意する必要がある。一方、公共文化施設を設置する県には、設置目的である公共性を実現する責任があり、効率化を目指すことによって、設置目的が損なわれることのないようにする必要があり、県立美術館159頁記載の点にも留意し、どのように民間事業者等の経済性に対するニーズ等に対処できるか、慎重な分析・検討が必要である。

(15) 各施設に関する意見

ア 館長の非常勤化の検討

監査対象とした公の文化施設は、基本的に収集、保管、展示若しくは利用を前提とした施設であることから、施設を対外的に代表する「顔」として活動すべき館長は非常勤とし、館長を補佐する副館長は、事務方のトップとして常勤とすることを検討する必要がある。

現に、県立山口図書館、文書館及び県立山口博物館の館長は常勤であるのに対し、県立美術館及び県立萩美術館・浦上記念館の館長は非常勤となっている。

勤務形態にもよるが、非常勤の館長の場合、常勤の館長と比べ給料支給額はおよそ5割強であることから、非常勤とすれば、経費の大幅な削減効果が得られることになる。

なお、全国の博物館における館長の勤務状態をみると、「平成16年度博物館総合調査報告書」（平成17年3月 財団法人日本博物館協会）によれば、館長が常勤である館の割合は、館種全体（2,030館）でみた場合、平成9年度では60.1%であったものが、平成16年度では55.8%となっており減少傾向にある。館種別では、総合博物館は69.9%、美術館は42.3%の状況である。

イ 定型的委託業務のコスト削減について

県立美術館の近辺に県立山口図書館及び県立山口博物館があるが、業務の中には、清掃業務や自家用電気工作物保安業務のように各施設に共通した業務がある。現在、各施設ごとに契約を行っているが、同一業者で契約している業務もみられ、これを各館合同で一括契約とし、競争入札を行うことによりコスト削減に繋がるのではないかと考えられ、契約方法の検討が必要である。

ウ 各施設の管理運営のあり方の県民への説明責任

各施設では、指定管理者制度についてどのように対応するか方針が明確になっていないが、法の改正により指定管理者制度の導入が可能になったことは、管理運営のあり方を見直すよい機会としてとらえる必要がある。このような状況において、各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。

参考

指定管理者制度等への対応に関しての意見は、下記の総務省及び文部科学省の通知等を参考にした。

- ・ 総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日）
- ・ 文部科学省全国生涯学習・社会教育主管部課長会議文書「社会教育施設における指定管理者制度の適用について」（平成17年1月25日）
- ・ 総務省「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」（平成17年3月29日）